

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
郷土芸能等アトラクション費用助成事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、岡山市内において、学術集会、国際会議（大会）、全国規模又はこれに準ずる大会（以下「コンベンション」という。）を開催する者（以下「主催者」という。）がレセプション等にて披露する郷土芸能等に対し、当協会の予算の範囲内において、郷土芸能等アトラクション費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて手続き等必要な事項を定め、コンベンションの円滑な運営と成功に寄与し、もって岡山の伝統文化等を幅広く情報発信するとともに岡山市におけるコンベンションの開催を促進することを目的とする。

(助成金対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、主催者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする

(1) 国際会議（大会）の場合、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「協会」）が別に定めるコンベンション開催事業補助金「国際会議加算」の対象となるコンベンションであること。

(2) 国内会議（大会）の場合、協会が別に定めるコンベンション開催事業補助金「基本補助金」の対象となり、かつ、参加者が概ね1,000人以上のコンベンションであること。

2 前項の規定にかかわらず、岡山市の活性化に大きく寄与すると公益社団法人おかやま観光コンベンション協会会長「以下（会長）」が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(助成金対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 出演者の謝礼金、交通費

(2) アトラクション開催時の消耗品費、賃借料、運搬費用

(3) その他アトラクション開催に要した経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金対象経費の実支出額とし、5万円を上限とする。ただし、当該コンベンションのアトラクション開催実績がなかった場合は、助成金は交付しないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、郷土芸能等アトラクション費用助成事業交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて助成事業実施日の14日前までに申請しなければならない。

(1) 開催要領、企画書等事業の概要がわかる資料又は大会プログラム

(交付の決定)

第6条 会長は、第5条の申請について助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付の決定を行

い、郷土芸能等アトラクション費用助成事業交付申請受理書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、第5条の申請について助成金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第7条 申請者は、助成事業の計画を変更しようとするとき、又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく文書をもって申請し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（実績報告）

第8条 申請者は、当該助成事業が完了したとき（中止、廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業の実施状況を記載した郷土芸能等アトラクション費用助成事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に定める書類を添えて、速やかに会長に報告しなければならない。

- （1）会議録、会議資料等事業の開催状況がわかる資料又は大会プログラム
- （2）支払い金額を証する書類（領収書）の写し
- （3）アトラクションを提供したことが確認できる写真

（助成金の額の確定）

第9条 会長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、郷土芸能等アトラクション費用助成事業実績報告書等の書類を審査し、必要に応じて実地調査し、その報告に係る助成事業等の成果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、郷土芸能等アトラクション費用助成金確定通知書（様式第4号）により申請者に対して通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第10条 申請者が、第6条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容に不服があるときは、文書をもって取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成金の交付）

第11条 助成金は、第9条の規定により確定した額を交付するものとする。

2 第9条の助成金の額の確定を受けた申請者は、郷土芸能等アトラクション費用助成金交付請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は、助成金の交

付が不相当と認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第13条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。